

奨学金制度

1. 日本学生支援機構奨学金

日本学生支援機構は、経済的理由により修学に困難がある優れた学生等に対し奨学金を貸与する。奨学金は返還の義務があり、必ず返還しなくてはならない。大学院修了後に返還された奨学金は、後輩の奨学金として活用される。月賦による返還が滞ると法的手続きにより全額と延滞金を一括で返還することになる。ただし、病気・失業などで返還が困難になった場合は返還期限を猶予する制度等もある。

また、大学院において第一種奨学金の貸与を受け、在学中に特に優れた業績を挙げた者は返還免除制度により対象者の約3割が全額または一部返還免除となっている。

日本学生支援機構から大学院奨学金の貸与を希望する者は、選考の上、奨学生に採用される。

(1) 資格

優れた学生で経済的理由により修学に困難な者。外国人留学生は対象外ですが、留学ビザ以外の外国人は対象となる場合があります。

(2) 種類及び貸与月額（平成30年2月現在）

下記の金額の中から選択する。

第一種奨学金（無利子）

修士課程 50,000円, 88,000円

第二種奨学金（有利子）

5万円, 8万円, 10万円, 13万円, 15万円

(3) 出願手続き

毎年4月に募集（年1回）

【問合せ先】学生部学生支援課奨学係（共通教育棟1号館 1階）

2. その他奨学金

各県、市、その他民間団体等による奨学生の募集は、その都度掲示する。

授業料免除

経済的理由により授業料の納付が困難な者で、かつ、学業優秀と認められる者について、本人の申請により当該期の納付を免除されることがある。申請期間等はその都度掲示している。また、授業料免除申請書類は本学公式ホームページ及び学生部ホームページに掲載し、必要とする学生がダウンロードし、申請できるようにしている。